

日本国憲法及び国際人権法に適った出入国管理及び難民
認定法の真の「改正」を求める会長声明

第1 声明の趣旨

名古屋出入国在留管理局（以下、「名古屋入管」という。）収容場においてスリランカ人女性が適切な医療措置を受けられずに死亡した事件（以下、「名古屋入管事件」という。）の発生から1年余りが経過した。当会は亡くなられたスリランカ人女性に対し、心から哀悼の意を表するとともに、当該事件の真相解明のため適正な調査・検証が実現されることを求める。

そして、当該事件の背景にある法制度自体の抜本的な改善のために、日本国憲法及び国際人権法に適った形での出入国管理及び難民認定法（以下、「入管法」という。）の真の「改正」を求める。

第2 名古屋入管事件に対する適正な調査・検証について

- 1 名古屋入管事件については、「名古屋出入国在留管理局被収容者死亡事案に関する調査報告書」が公表されたものの、同報告書は第三者機関の検証を経ておらず、遺族や代理人に対する監視カメラ映像の全面開示がなされていない等の状況からもその信用性に疑義が生じており、同事件の真相が解明されたとは到底いえない。

出入国在留管理庁（以下、「入管庁」という。）は、これまでも入国管理センター内における死亡事件が発生するたびに、第三者機関による調査を求められてきたにも関わらず、それを頑なに拒否し続けている。

しかしながら、入国管理センター内での事件の真相を解明するためには、入管庁による内部調査だけでは不十分であり、同庁から完全に独立した第三者機関による調査及び検証が必要であるし、公正中立な第三者による調査及び検証は、同種事案の再発防止のためにも不可欠である。

- 2 なお、入管庁は、出入国在留管理官署の収容施設における医療体制の強化に関する有識者会議がとりまとめた令和4年2月28日付け「入管収容施設における医療体制の強化に関する提言」を公表した。同提言では庁内における医療体制の強化、外部医療機関との連携体制の構築・強化、医療用機器の整備等の改善策が提示されている。

入管収容施設内においても、社会一般の医療水準に照らし適切な医療上の措置を行うことができる体制の整備・強化等は当然になされるべきであるが、これだ

けで名古屋入管事件発生の温床となった入管収容施設における非人道的な実態が改善されるものではない。

同事件の背景には、現行の入管法における収容制度自体の問題が存在するのであって、入管収容施設における非人道的な実態を抜本的に改善するためには次に述べるように法制度自体の改正が必要不可欠である。

第3 入管法の真の「改正」について

- 1 そもそも、現行の入管法は、収容制度及びその運用の点のみならず、難民認定制度や在留特別許可制度等においても、外国人の人権に不当な制約を課す内容となっており、憲法及び国際人権法に適った形での全体的な改正が行われなければならない。

これに対し、令和3年2月19日に政府が国会に提出した「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案」（以下、「令和3年入管法改正案」という。）は、既存の問題点を改善しないままに、難民申請者に対する送還停止効の例外及び退去命令拒否罪の創設、全件収容主義の維持など、むしろ外国人の権利保障に重大な悪影響をもたらす制度を含むものであった。同法案に対しては、当会を含む弁護士会や関連団体から「廃案」を求める声明が相次いで発出された結果、同年5月、政府は上記法案の成立を断念するに至った。

しかし、現在、政府がウクライナからの退避者保護を理由として、上記のような多くの問題点を含む令和3年入管法改正案と同旨の法案を改めて提出するという報道もなされているが、当会は当該法案の提出に強く反対する。

- 2 我が国の入管法を憲法及び国際人権法に適った形へと改善するためには、令和3年入管法改正案のような外国人の人権保障が不十分であるばかりか、市民的及び政治的権利に関する国際規約第9条4項などの国際人権法を無視した内容の「改正」ではなく、少なくとも以下の点を含んだ、真の意味での「改正」が必要である。
 - (1) 第一に、収容が身体的自由に対する制約であることに鑑みて、事前の司法審査のない収容及び無期限収容を可能とする制度を改めなければならない。また、全件収容主義の運用も速やかに停止すべきである。

そもそも、収容は必要性・相当性が認められる場合に限って許容される最後の手段と位置づけられるべきである。我が国の現行の収容制度は国際人権法に適合していないといわざるをえない。

(2) 第二に、入管庁から独立した機関による難民認定制度を創設するとともに、難民を「管理」の対象ではなく「保護」の対象として捉える観点から、難民認定基準を抜本的に見直すことにより、ウクライナ等からの退避者など、本来保護されるべきでありながら従来の政府解釈では難民に該当しないとされている者を適切に保護する制度を整備すべきである。

この点、政府においては、ウクライナからの退避者保護の必要性を理由に、令和3年入管法改正案と同様に、現在の政府解釈では「難民」に該当しない者を対象とする「補完的保護」ないし「準難民」としての保護といった枠組みを規定した法案の再提出が検討されているという報道もなされている。

しかし、そもそも国連難民高等弁務官事務所が定めた国際的保護に関するガイドライン第12号に従えば、ウクライナからの退避者は難民条約上の「難民」に該当しうるのであり、同退避者を保護するために法改正をする必要はなく、現行の難民認定制度の根底にある問題点を改めないまま、廃案となった法案を事実上再提出することは許されない。

(3) 第三に、現在の在留特別許可制度においては、具体的な許可基準が定められておらず、その判断に法務大臣等の広範な裁量が認められている。しかしながら、在留特別許可を得られるか強制送還されるかは対象者の人生を左右する極めて重大なことがらであることに鑑みれば、明確な許可基準を法文上に明記すべきである。当然ながら、当該基準は国際人権法に適ったものとしなければならない。

(4) 第四に、子どもの権利条約に基づいて、退去強制手続においても、子どもの最善の利益を考慮すべきこと（同条約第3条）及び家族結合権（同第9条）への配慮が必要であることを法律に明記すべきである。

第4 結語

以上のとおり、当会は、名古屋入管事件の真相解明のため適正な調査・検証の実現とともに、日本国憲法及び国際人権法に適った形での入管法の真の「改正」を求めるものである。

以上

2022年（令和4年）6月 21日

千葉県弁護士会

会長 篠崎 純